

# 奨学金について

本学で扱う奨学金は、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間団体の奨学金、本学独自の奨学金「学芸むさしの奨学金」の4種類です。

## ●日本学生支援機構奨学金

貸与を希望する学生のうち、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難で、選考基準（学力・家計）を満たしている学生の中から推薦・選考します。

### ●予約採用（学部）

**東京学芸大学では、入学よりも前に『予約採用』制度を利用して採用候補者となっておくことをお勧めします（初回振込は4月または5月となります）。申し込みは在学している高等学校等の奨学金窓口を通して行います。**

入学直後の「在学採用」に申請することもできますが、初回振込が7月となります。

学部への進学予定者（高校卒業見込者、高校卒業者、卒業程度認定試験合格者など）の場合、進学前年度に「第一種奨学金（無利子）」、「第二種奨学金（有利子）」、「給付奨学金」の申請期間が設けられています。高校等によって受付期間が異なるので、詳細は高校卒業見込の方や卒業後2年以内の方は在籍高校へ、それ以外の方は日本学生支援機構へ確認してください。

### ●予約採用（大学院）

大学院の予約採用については次のとおりです。大学院へ進学予定の方は、予約採用（入学前）または在学採用（入学後）いずれの時期でも申請できますが、初回振込が異なりますのでご注意ください。**東京学芸大学では、入学よりも前に『予約採用』制度を利用して採用候補者となっておくことをお勧めします。**入学が内定していなくても申請は可能ですが、東京学芸大学の大学院に入学することが貸与の必須条件です。

詳細	日程	手続方法
申請書類の配布	9月予定	郵送にて申請書類一式を配布します。 返信用封筒（レターパックライト（青色））を同封し、下記あてに申請書類を請求してください。  〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学 学生課 学生支援係  ※「R3 大学院予約採用希望」と封筒表面に明記してください。 ※レターパックライト「お届け先」欄に本人住所を記入してください。
申請書類の受付	10月予定	郵送での申請受付になります。 配布する手順書に従ってください。
選考結果の通知	1月中旬予定	郵送（返信用レターパック）にて通知します。
進学届の提出	入学手続後	採用通知に従い、4月初旬に「進学届」の手続を行ってください。手続き方法は、採用の際にご連絡します。
初回振込	4月下旬または5月中旬	進学届の確認後、振込が開始されます。

## ●在学採用（学部・大学院）

3月下旬に本学HPにて申込手続きのご案内をいたします。また、在学生の方で希望される方は、学芸ポータル（学内のポータルサイト）及び奨学金用の掲示板（自然科学系研究棟前）を併せてご確認くださいませようお願いします。

日 程	学 部	大学院
申請書類の配布	4月～	4月～
申請書類の受付	5月中旬	4月中旬
採用決定・初回振込	7月中旬	6月中旬

## ●緊急採用・応急採用・家計急変（学部・大学院）

生計維持者が失職・破産・事故・病気・死亡若しくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要になったことが認められた場合に申請できます。（家計急変の事由が発生してから12カ月以内）

## ●奨学金の種類

（2020年度実績）

奨学金の種類	利子	利率	貸与月額			貸与期間
			学部・専攻科	大学院 修士	大学院 博士	
第一種奨学金	無利子	—	自宅：2万円・3万円・4万5千円から選択 自宅外：2万円・3万円・4万円・5万1千円から選択	5万円・8万8千円から選択	8万円・12万2千円から選択	標準修業年限
第二種奨学金	有利子	①利率固定方式 ②利率見直し方式のうちから選択 ※在学中無利子	2万円～12万円のうち1万円単位で選択	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択		標準修業年限 ※修士課程長期履修生として承認された者は、承認された修業年限
入学時特別増額貸与奨学金		基本月額の利率に0.2%上乗せした利率（在学中無利子）	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択（入学時のみ）			初回振込時一括
給付型奨学金 対象：学部学生のみ（大学院・専攻科は対象外）	—	—	採用区分、通学形態（自宅・自宅外）により異なりますので説明会で確認してください	—	—	標準修業年限

\*すでに他の大学で日本学生支援機構（又は日本育英会）の奨学金を借りたことのある人、及び外国籍の人等は申し込むことができない場合があります。

\*入学時特別増額貸与奨学金の申込資格は、年度当初からの貸与を希望する人で、収入が基準以内の人か、日本政策金融公庫の教育ローンを申し込んで貸付を受けることができなかった人となっています。（所得の上限超過、貸付限度額の超過を除く。）

\*大学院第一種奨学金 特に優れた業績による返還免除制度

大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が返還免除される制度です。学問

分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価します。

#### \* 猶予年限特例について

第一種奨学金に申し込んだ者の中から、家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得られない間の奨学金の返還期限を猶予する制度です。（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金、大学院の第一種奨学金は対象になりません）。

対象者は卒業（退学）後奨学生本人の年収・所得の合算額が機構の定める以下の金額となる場合期間の制限なく返還期限の猶予願い出が可能です。

1. 給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下

2. 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下

給与所得と給与所得以外の両方の所得がある世帯の合算額や、特別な事情がある世帯の取扱いについては、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

- 採用決定者は、期限内に必ず採用手続をしてください。手続きを怠ると返戻の上、採用が取り消されます。
- 奨学金受給中は、毎年12月に継続のための手続が必要です。手続期間・方法等については、手続きの時期になりましたら学芸ポータルにてお知らせいたします。
- 継続の手続を怠った人、学業成績不振の人は、廃止・停止等となる場合があります。
- 本奨学金制度の詳細は、独立行政法人 日本学生支援機構ホームページを参照ください。

日本学生支援機構 HP <https://www.jasso.go.jp/>

## ●その他の奨学金（地方公共団体及び財団法人等）

主に4月、5月に各地方公共団体（教育委員会）または財団法人等から募集があります。その都度 <https://www.u-gakugei.ac.jp/~syougaku/bosyu.html> に掲示しますが、本学に募集のお知らせが来ない都道府県や市区町村でも募集している場合がありますので、出身地の教育委員会に問い合わせると良いでしょう。

#### ●2019年度 本学に募集のあった奨学団体

福島県／茨城県／新潟県／石川県／岐阜県／宮崎県／福島市／横浜市／川崎市／新潟市／上越市、妙高市、糸魚川市／芸備協会／沖縄県国際交流・人材育成財団／さぼうと21／似鳥国際奨学財団／生涯学習開発財団／津久井督六記念財団／篠原欣子記念財団／本庄国際奨学財団／人間塾／富山文化財団／大学女性協会／韓昌祐・哲文化財団／司馬遼太郎記念財団／信濃育英会／クローバー財団／交通遺児育英会／国土育英会／寿財団／あしなが育英会／日本教育文化財団／アイザワ記念育英財団／マース奨学財団／大堀育英財団／在日本朝鮮人教育会／関育英会／ジェイティ財団／似鳥国際奨学財団／守谷育英会／ホルベイン画材株式会社／神山財団／池田育英会／エフテック奨学財団／博報児童教育振興会／米濱・リンガーハット財団／戸部眞紀財団／松尾金藏記念奨学基金／日本通運育英会／学術・文化・産業ネットワーク多摩／キーエンス財団／ホルベイン画材株式会社、クローバー財団、寿財団、マース奨学財団、学術・文化・産業ネットワーク多摩／キーエンス財団／堀田育英財団

担当：学生課 学生支援係（S棟2階学生課 4番窓口）

（直通：042-329-7187）

# ●大学独自の奨学金

## 東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」概要

本学に在学する学生（教育学部、大学院教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科に在学する学生）の勉学意欲の向上や有意義な学生生活を援助することを目的として、東京学芸大学学生奨学金制度が設けられました。平成19年度より実施しています。

### I. 学資支援奨学金

**対象**……授業料免除申請者の中で、「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」を満たしている者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者

※学部学生は私費外国人留学生及び平成31年度までに入学した日本人学生とします。

※学力基準や標準修業年限超過に関する基準は、授業料免除よりも学資支援奨学金の方が若干低く（緩く）なっています。

**給付額**……返還を要しない「給付」型です。

**手続き**……本学授業料免除申請時に、併せて奨学金申請書（本学所定用紙）を提出することにより、自動的に選考の対象となります。

- (1) 教育学部に在学する学生 10万円
- (2) 特別支援教育特別専攻科に在学する学生 5万円
- (3) 大学院教育学研究科に在学する学生 10万円
- (4) 大学院教育学研究科に在学する学生（長期履修を認められた者）5万円  
※ただし、(3)に該当する者と同額の授業料（追徴金を除く）を納入する場合は10万円

**採用**……春学期・秋学期それぞれの学期ごとに採用を決定します。

（採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

**提出書類**……奨学金申請書（本学所定用紙）以外の書類は、授業料免除申請時に提出する書類で併用します。

※「奨学金申請書（本学所定用紙）」は、授業料免除申請書類公開期間中に授業料免除申請書類ダウンロード画面で一緒に入手できます。

**結果通知**……春学期：8月上旬頃予定 秋学期：12月上旬頃予定

採用された者にのみ直接通知します。

### II. 緊急支援奨学金

**対象**……父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（家計支持者）の死亡、重病、重大な事故、破産、倒産、解雇等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者

**給付額**……30万円又は15万円（返還を要しない「給付」型です。）

世帯の総所得金額により給付額が分かれます。

**手続き**……家計急変等の事実があり、申請があった都度受け付けます。

家計の急変の対象期間は、事由が発生した月から12ヶ月を超えないものとします。ただし、主たる家計支持者の死亡の場合は、6ヶ月とします。

**採用**……その都度採用を決定します。

（なお、採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

※採用は1事由につき1度限りですので、継続的な支援制度として、授業料免除制度や日本学生支援機構奨学金も利用するようにしてください。

**提出書類**……奨学金申請書（本学所定用紙）に家計の急変又は地震・火災・風水害等の被害を証明する書類、所得証明書（市区町村所定の様式）及びその他の必要書類を提出

**結果通知**……申請から約1ヶ月後を目途に本人に通知します。

問い合わせ先：学生課学生支援係（S棟2階学生課 4番窓口）

TEL：042-329-7187